

## 交渉(全労働京都支部)議事概要(平成31年3月8日)

京都労働局長(当局)は、平成31年3月8日(金)、全労働省労働組合京都支部執行委員長(全労働京都支部)と交渉を行った。

この交渉の概要は以下のとおりである。

### 1【全労働京都支部】

国家公務員の給与や諸手当について、複雑・困難な職務実態に見合った賃金水準に改善することで、職員が安心して職務に専念できる環境を実現すべく、関係機関に要請すること。

#### 【当局】

給与や諸手当等の労働条件は、職員の士気にもかかわると同時に、人材確保においても重要なものであると認識している。

職場の実情や職員の生活実態等を踏まえた適切な措置が講じられるよう、関係機関に要望を伝えたい。

### 2【全労働京都支部】

毎年の定員削減によって、職場は大変厳しい状況にある。「働き方改革関連法」が成立し、その施行を担う第一線機関としての役割に相応しい体制確立のため、必要な定員を十全に確保すること。

#### 【当局】

政府が最重要課題と位置付けている「働き方改革関連法」の推進をはじめ、労働行政の重要課題の実施に当たる監督署・安定所及び労働局の体制整備が不可欠である。行政サービスを後退させることはあってはならず、なお一層の定員を確保した行政体制の確立が必要であると考えており、厳しい職場の現状を引き続き訴えていくとともに、出来る限りの手立てを尽くして行政体制の確保に取り組むたい。

### 3【全労働京都支部】

誰もがいきいきと、長く安心して働き続けられる職場環境、諸制度の見直しなど、処遇改善を行うこと。

#### 【当局】

第一線の職場で労働行政の推進のために勤務している常勤職員も非常勤職員も、健康を害することなく、安心して働くことができる職場環境を目指し、処遇や制度面の改善に向けて、関係機関に要望を伝えたい。